

英国の1969年観光開発法の概要の紹介と分析

Summery and Analysis of the Development of Tourism Act 1969 in United Kingdom

新井 俊一

ARAI, Koichi

序

英国において観光開発（日本において観光振興はほぼ同意義の言葉として用いられている^(注1)）は1969年観光開発法に基づいて実施されている。しかし、1982年にJNTOのロンドン事務所長として赴任して以来この事実は十分認識しながら、法文そのものの分析や翻訳を試みることに關しては必ずしも積極的にはなれなかった。

これは、法学部の学生時代に‘日本の法体系が独仏系の成文法体系であるのに対して、英米法体系が慣習法体系であり、法文の構成が成文法体系のように整然としておらず、修正した法文を元の法文を削除せず新たに付け加える形となっており、錯綜していて非常に分かりにくいところが少なくない’と教えられていたことが多分に影響していたものと思われる。

英国の観光開発政策と観光振興がいかなる態勢のもとに展開されているかを調べる必要に迫られて入手した大量の英文関係書類のそのこここで、‘1969年観光開発法に基づき’^(注2)という説明がなされており、その内容をより正確に把握するためには、1969年観光開発法の内容に当たらざるを得ないことが判明した。そこで、勇を鼓してその翻訳・分析に取り組むこととなった。

いざ取り掛かって見ると、法律独特の煩雑で翻訳しにくい言い回しや英国独特の法令用語の多さに悩まされ、法文に付されたAnnotation（注釈）

に付された Modifications（修正）や Amendments（改正）の取り扱いに翻弄されるきらいもあったが、慣れるに従って本文に集中して読み込めば何とか概要は掌握できることが分かってきた。

I 1969年観光開発法の構成

1969年観光開発法は、（前文）、第1章 政府観光庁および地域観光局、第3章 雑則、別表第1 地域観光局及び別表第2 交付金に課された条件の履行 から構成されている。

なお、ホテル整備のための交付金及び貸付に關して規定していた第2章並びに別表第3及び別表第4は1998年11月19日に廃止されている。

1 （前文）において、1969年観光開発法は

- ・英国政府観光庁である VisitBritain 並びにイングランド、スコットランド及びウェールズの各地域観光局の設立
 - ・ホテルの新設及び既存のホテルの整備のために必要とされる公的な資金からの補助
 - ・ホテルその他の宿泊施設の登録及び宿泊料金の利用者に対する告知
 - ・その他の事項
- について規定するとされている。

2 第1章は、政府観光庁及び地域観光局の役割、観光案件に対する援助施策、英国政府観光庁及び地域観光局の義務と権限、地域観光局の収支報告

書の作成及び提出義務等について規定している。

- ① 第1条は英国政府観光庁並びに地域観光局であるイングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局の設立に関して規定し、地域観光局の組織、活動等については本条第4項により、別表第1において詳細に規定することとなっている。
- ② 第2条は第1項及び第2項において英国政府観光庁および地域観光局の役割及び権限について規定している。
- ③ 外客誘致に関する英国政府観光庁と地域観光局との役割分担は第2条第2項及び第3項に規定されているが、後述するように最終的には観光庁と地域観光局の両方とも外客誘致をなしうることとなっている。
- ④ 英国を訪れる観光客に対する受け入れのための態勢及び施設の整備に関する資金的な援助に関しては、地域観光局は第2条第4項により、第3条（観光案件に関する一般的な援助施策）及び第4条（特別な観光案件の実施）に規定された場合以外はプロジェクト推進のための資金援助を与えることができないこととなっているが、実質的には地域観光局も資金援助をなしうることとなっている。
- ⑤ 第4条第1項に基づき地域観光局から観光案件に対する資金援助がなされる場合においては、第3条第4項及び第4条第3項に基づく別表第2の諸規定が、交付金が提供される際に課された諸条件を順守・履行させるために適用されることとなっている。
- ⑥ 第5条第1項においては、英国政府観光庁は、観光に関する事案に関して関係を有する大臣や公的主体に対して助言を行う義務を有しており、地域観光局は所管する区域における関連事案について同様の義務を負うこととしている。
- ⑦ 第5条第3項においては、英国政府観光庁

は、北アイルランド、海峡諸島（ジャージー島およびガーンジー島）及びマン島に関しては、これらの海外領土との取決めに従い、これらの海外領土を含めた外客誘致活動を行いうるものとしている。なお、第21条第4項においては、1969年観光開発法は北アイルランドには適用されないこととされているものの、第5条第3項により英国政府観光庁が北アイルランドに関しても外客誘致活動をなしうることとなっている。

- ⑧ 第6条においては、地域観光局の収支計算書の作成及び提出関係について規定している。なお、本条第7項において地域観光局の会計年度は4月1日から翌年3月31日とされている。

3 第3章 雑則は、以下の諸事項について規定している。

- ① 第17条（宿泊施設の登録）及び第18条（宿泊施設の料金の届出）は、宿泊施設の登録及び宿泊料金の利用者に対する公示について規定している。
- ② 第19条は、所管大臣が地域観光局に対してなしうる指示に関して規定している。
- ③ 第20条は、所管大臣の地域観光局に対する公的資金の支払い及び地域観光局が得た返済金等の所管大臣に対する支払い手続き等について規定している。
- ④ 第21条は、法律の呼称、発効および適用地域について規定している。なお、本条第4項により1969年観光開発法が北アイルランドには適用されないことが規定されていることは、第5条第3項に関する説明において言及したところである。

4 別表第1は、本文第1条第4項により、地域観光局の組織、活動等について規定している。

- ① 別表第1の第1条および第2条は地域観光

局の法人格及び法的地位について定めており、第2条において王室との関係について地域観光局の独立性が詳細に規定されている。

- ② 第3条から第5条は、地域観光局を構成する“メンバー”の資格要件が規定されている。メンバーについては、その性格について別途検討を加えることとするが、会社の取締役会の構成員か法人の理事会の構成員に該当するのではないかと思われる。
- ③ 第6条から第9条は、メンバーの報酬について規定している。
- ④ 第10条及び第11条は地域観光局の職員の雇用および処遇について規定している。
- ⑤ 第12条から第16条は、地域観光局の行う手続きに関する事項を規定している。
- ⑥ 第17条は、地域観光局のメンバーの報酬や職員の報酬に関して所管大臣が決定する場合には大蔵大臣の承認が必要であることを規定している。
- ⑦ 第18条は、英国政府観光庁のメンバーの資格要件は規定されているが、地域観光局のメンバーの資格要件は規定されていないことを明記している。

5 別表第2は、本文第3条第4項及び第4条第1項により地域観光局が観光客受入のための態勢整備や施設整備等に関わる案件に交付金を提供する際に課された条件を順守させるための諸条件及び手続きについて定めている。

- ① 第1条は、地域観光局が交付金を受けている者に対する資料請求権について規定し、本条第4項においては交付金を受けた者が付された条件に違反した際の罰則について規定している。
- ② 第2条は、地域観光局が交付金の提供された案件の敷地内への立入調査権および立入調査を妨害する者に対する罰則を規定している。

③ 第3条は、行催事に対する交付金の払い戻しが必要となる場合の要件と払い戻しの不履行に対する罰則を規定している。

④ 第4条は、別表第2に関する法令違反が法人によってなされた場合の罰則について規定している。

II 1969年観光開発法の特徴

1969年観光開発法は法律の成立している英国の社会経済的な背景や歴史的文化的背景を踏まえて独特の制度が整備されており、また、諸規定に用いられている法令用語の中には必ずしも日本語に該当しないものもあり、以下の諸事項に関しては正確に翻訳しきれなかった面もある。

1 英国がイングランド、スコットランド及びウェールズからなる連合王国であることからくる独特の諸規定の存在

英国は United Kingdom または Great Britain としての英国とそれを構成する3つの地域であるイングランド、スコットランド及びウェールズがそれぞれ独立性をもって観光開発を行うシステムとなっており、英国全体の観光開発を行う英国政府観光庁と地域ごとに設立されている地域観光局であるイングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局との間の権限や活動が錯綜しており、容易には全体を把握し難いきらいがある。

具体的には以下の諸事項がある。

- (1) 第1条第6項において、英国政府観光庁である VisitBritain 及びイングランド観光局の所管大臣が DCMS (Department for Culture, Media and Sport の略) 担当大臣、スコットランド観光局の所管大臣がスコットランド担当大臣、ウェールズ観光局の所管大臣がウェールズ担当大臣となっている。

(2) 第2条第1項においては英国政府観光庁の役割は、

- ・海外からの旅行者の誘致
- ・英国内における英国居住者の旅行振興
- ・英国内における観光客の快適な受け入れのための態勢及び施設の整備

としながらも、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局はそれぞれの所管地域に関して英国政府観光庁と同様の役割を果たすこととしている。そして、第2条第3項においては、本条第2項において英国政府観光庁のみが外客誘致活動をなしうると規定しているにもかかわらず、地域観光局が外客誘致を行うことを妨げないことが明記されている。

(3) 第2条第4項において英国内における旅行者の快適な受入態勢及び施設の整備に関して第3条第1項に基づき英国政府観光庁は地域観光局が重視している案件に対する資金援助施策を策定すること及び第4条第1項第a号に基づき所管大臣と大蔵大臣の承認した取決めに従い地域観光局は観光客の快適な受入態勢及び施設の整備に関する案件を実施するための資金面の援助を与えることとなっている。

(4) 第6条の地域観光局の収支計算書の会計検査院への送付に関して、同条第8項においてスコットランドに関してはスコットランド会計検査院への送付と読み替えがなされている。

(5) 第17条の宿泊施設の登録において、宿泊施設の区分や格付けに関しては英国政府観光庁と地域観光局との整合性を保つための調整規定が同条第3項第a号に規定されている。同条第4項においては、同条に基づく枢密院令がイングランド、スコットランドまたはウェールズの各地域に特定されるような内容の場合には、それぞれ法令制定権を DCMS 担当大臣、スコットランド担当大臣またはウェー

ルズ担当大臣に与えることとしている。また、同条第5項においては、枢密院令の内容がイングランド、スコットランドまたはウェールズの各地域ごとに適用される時点が異なったり、特定の地域にのみ適用されることもあるとされている。

(6) 第21条第2項においてはウェールズ南東部にある Monmouthshire の所属がイングランドとの間で定まっていなかったのを1974年からウェールズに帰属することとしている。

(7) 別表第1（地域観光局）の第5条第2項において地域観光局のメンバーの欠格条項に関してスコットランドにおける適用の特例措置が規定されている。

(8) 別表第2（交付金に付された条件の履行）の第3条第3項及び第4項において交付金に付された留意事項の不履行に関して、スコットランドの刑事訴訟法が適用されるという特例措置が規定されている。

2 英国の海外領土に対する特例措置

1969年観光開発法は北アイルランドに適用されない（第21条第4項）とされている。

しかし、北アイルランド、海峡諸島及びマン島は海外領土^(注3)とされ、英国政府観光庁がこれらの海外領土の観光担当機関との合意に基づき観光宣伝業務をなしうる（第5条第3項）こととなっていることとの整合性が必ずしも明確ではない。

また、VisitBritain 作成の“businessplan 2007/08”の6ページでなされている海外領土の定義は1969年観光開発法ではなされていない。

3 英国が王国であることに伴う独自の法制度の存在

第17条（宿泊施設の登録）及び第18条（宿泊施設の料金の届出）において女王陛下（Her Majesty）が枢密院令（by Order in Council）に

より、必要な規定を定めることができることとなっている。本制度が英国独特のものであることは理解できるが、法体系上の位置付けなどは1969年観光開発法を読む限りにおいては一切触れられていない。

4 “member” と “staff”

1969年観光開発法の第1条第2項第a号及び第b号、別表1の第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第14条及び第18条において使われている“member”は英国政府観光庁および地域観光局のboard（組織の執行主体）の構成メンバーを指しており、日本の独立行政法人や公益法人の理事会や民間会社の取締役会に相当するものではないと思われる。

また、別表1の第10条及び第11条で地域観光局は“staff（職員）”として“officers & servants（補佐役及び雇員）”を任用し、処遇することとされている。officers & servantsはどうしても下働きの色彩が強いが、英国のような身分社会の伝統がある国においては、現在の平等主義の日本におけるような違和感がないのかもしれない。もっとも、警視総監になられた故秦野猛氏は役所の給仕からトップに上り詰めた経歴の持ち主であり、戦前の日本においてはさして違和感のある呼称ではなかったのかもしれない。

5 英国の法令における独特の用語の日本語訳

1969年観光開発法の諸規定に用いられている独特の用語は次表の通り和訳している。

用語	根拠条文	日本語訳
House of Common Disqualification Act 1975	第1条第4項及び第21条第4項の修正根拠法	下院議員資格剥奪法（下院議員になれない者を規定）
order	第3条第5項、第6項	命令
public body	第5条第1項及び第2項	公的主体
statutory undertaker	第5条第2項	法定企業（高速道路、水道等の公的性格の施設の整備を行う組織）
trustee	第5条第2項	管財人
commissioner	第5条第2項	地方長官
Overseas Development and co-operation Act	第5条第4項の廃止根拠法	海外開発協力法
House of Parliament	第6条第6項及び別表第1・第9条	議会（スコットランド、ウェールズ等の地域の議会）
Her Majesty	第17条及び第18条	女王陛下
by Order in Council	第17条及び第18条	枢密院令
Statutory Instrument Act 1946	第17条第4項	1946年制定法的文書法（スコットランド、ウェールズ等に立法権を委任する法律）
Act of Parliament	第17条第4項	議員立法
Consolidated Fund	第20条第4項	整理公債基金
common seal	別表第1・第1条及び第15条	公印
Crown	別表第1・第2条	王室
notice	別表第2・第1条	通達
summary conviction	別表第2・第1条第4項及び第3条第1項	即決裁判
a second or subsequent conviction	別表第2・第1条第4項	再審判決または起訴後有罪判決
summary proceeding	別表第2・第3条第3項	略式裁判手続き

Ⅲ 1969年観光開発法において正確に訳しきれなかった部分

- (1)第5条第3項の‘英国政府観光庁は、……英国及びこれらの島嶼以外の地域において、人々が北アイルランドまたはこれらの島嶼を訪れるように観光宣伝を実施する権限を有する’こととなっているが、北アイルランドにおいては北アイルランドを訪れるように英国政府観光庁が観光宣伝をできると読めると解してよいか。
- (2)第2条第3項で‘英国政府観光庁のみが本条第2項において英国外で英国を訪れるようにする活動ができる’となっているが、本条第1項とするのが妥当と思われる。
- (3)別表第2の第3条第4項のスコットランドの刑事訴訟法がらみの規定は、スコットランドの法制にまで踏み込んで調べることを諦めて、分かる範囲で翻訳することで良しとしている。

終わりに

1969年観光開発法は、英国政府観光庁及び地域観光局の組織、業務等に関して規定している。日本の旧観光基本法及び観光立国推進基本法は国の観光開発の基本方針等が中心となっており、むしろ旧国際観光振興会法や独立行政法人国際観光振興推進機構法に近い性格の法令といえることができる。

1969年観光開発法においては、英国政府観光庁及び地域観光局は第5条第1項において‘英国政府観光庁は、……英国における観光に関連する事案について大臣や公的主体に対して助言を行う義務を負っている。また、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局はそれ

ぞれの所管する地域に観光関連事案に関して同様の義務を負っている’^{とされているように}英国政府観光庁及び地域観光局は観光に関する専門機関としての権威を認められている。また、その業務推進に関しては監督官庁である DCMS からは“Arm’s Length Relationship”により独立性を認められている^(注4)。

また、本法において英国政府観光庁は、英国を訪れる観光客に対する受入のための態勢及び施設の整備に対する資金的な援助をなしうようになっていること、旅行者の受入のためのホテル等の施設の整備およびその他の受入態勢の整備のための交付金や融資を行うことができること及びホテル等の宿泊施設の登録、料金の公示等の日本政府観光局である JNTO に対して賦与されていない権限を有している。

なお、ホテルの整備のための資金援助に関しては、第2章が廃止されたことにより、少なくとも本法に基づく英国政府観光庁によるホテルに対する交付金制度は廃止されている。

観光立国の旗印のもとに訪日外国人旅行者の増大を目指している日本において、政府観光局である JNTO がいかなる役割を果たすべきかが混沌としている現状において、1969年観光開発法において専門機関である英国政府観光庁を外客誘致の中心機関として位置付けている1969年観光開発法の基本理念を JNTO にも適用しうるか否かが今後の課題である。

1969年観光開発法の翻訳と及び内容の把握と分析を行うことで精一杯であったが、今後の検討課題としては

- ①英国の観光法体系の全容の解明
- ②英国の観光法体系の中における1969年観光開発法の位置付け
- ③イングランド、スコットランド及びウェールズの各地域並びに北アイルランド及び海外領土における観光法体系の解明

等があげられる。

最後に、1969年観光開発法の翻訳においても筆者の知識・経験の不足により、誤訳したり、法文の解釈が不十分であったりする点が少なからずあるものと思われる。もし、本論に啓発されて英国観光法体系のより正確で詳細な内容の把握に努める方が現われるのであれば、望外の幸せである。なお、付記した法律の全訳を参照していただければ幸いである。

(注1) 新井俊一「第3章(補論)“観光開発”および“観光振興”に関する一考察」『国際観光論』国際観光サービスセンター。

(注2) “Development of Tourism Act 1969”の関連資料における引用例。

- ・【VisitBritain’s performance in 2006/07】 p. 2:
‘We were formed by the merger of the British Tourist Authority and English Tourism Council and are legally constituted as the British Tourist Authority under *the Development of Tourism Act 1969*’
‘The British Tourist Authority and English Tourist Board were established under *the Development of Tourism Act 1969*’
‘from April 2003 the BTA adopted the new trading name of VisitBritain, although it remains incorporated under *the Act* as the BTA and this is its legal name. Similarly, the ETB remains incorporated under *the Act* and acts as the English Marketing advisory Board’
- ・【VisitBritain annual Report and Accounts for the year ended 31st March 2007】 p. 27:
‘I certify that I have audited the group and parent accounts fo VisitBritain for the year ended 31st march 2007 under *the Development of Tourism Act 1969*’
- ・【VisitBritain annual Report and Accounts for the year ended 31st March 2007】 p. 28:
‘the accounts give a true and fair view, in accordance with *the Development of Tourism Act 1969*’
- ・【VisitBritain annual Report and Accounts for the year ended 31st March 2008】 p. 3:
‘The Board is responsible for ensuring that VisitBritain operates within the terms of *the*

Development of Tourism Act 1969 and complies with statutory and administrative requirements for the use of public funds’

- ・【VisitBritain annual Report and Accounts for the year ended 31st March 2008】 p. 28:
‘The financial statements give a true and fair view, in accordance with *the Development of Tourism Act 1969*’
 - ・【VisitBritain annual Report and Accounts for the year ended 31st March 2009】 p. 2:
‘The functions and duties and powers of Visitbritain are set out in *the Development of Tourism Act 1969*. The Act defines VisitBritain’s functions as Encouraging overseas visitoers to come to Britain Encouraging people who live in Britain to take their holidays in Britain Promoting the provision and improvement of tourist amenities and facilities in Britain’
 - ・【Businessplan 2006/07】 p. 7:
‘The functions, duties and powers of VisitBritain (legally, the British Tourist Authority) are set out in the *Development of Tourism Act 1969*’
‘In marketing England within Britain, VistBritain exercises the operational functions of the English Tourism Council as defined in *the 1969 Act*, and is advised in this by the England marketing advisory Board.’
 - ・【VisitBritain Board Members】 p. 1:
‘The VisitBritain Board is responsible for ensuring that ViaistBritain operate within the terms of *the Development of Tourism Act 1969*’
- (注3) businessplan 2007/08 p.6における海外領土の定義
VisitBritain’s also builds partnerships with ,and provides insights to other strategic national and regional partners that have stake in the British and visitors economies. These include the Welsh Assembly, the Scottish Parliament, the nine English Regional Development Agencies and their delivery partners as well as Northern Ireland, Jersey & Guernsey and the Isle of Man-our *offshore partners*.’
- (注4) 新井俊一「英国の観光政策と観光振興」『ホスピタリティ・マネジメント』第2巻第1号、亜細亜大学経営学部参照。

1969年観光開発法

(前文)

この法律は、英国の内外における観光開発を推進していく役割を担う英国政府観光庁 (British Tourist Authority, 現在は VisitBritain, 以下同じ) 及びイングランド、スコットランド及びウェールズの観光局の設立に関して規定し、ホテルの新設及び既存のホテルの拡張、改築及び改良のために必要とされる公的な資金からの補助について規定し、ホテルやその他の商業ベースの宿泊施設の登録及びそれらの施設に泊まろうとする人々に課される料金を予め知ることができるようにすることについて規定し、その他の関連事項についても規定している。

[1969年7月25日]

第1章 政府観光庁 (Tourism Authority) 及び地域観光局 (Tourist Boards)

第1条 (英国政府観光庁、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局の設立)

- (1) この法律の目的を達成するために、英国政府観光庁、イングランド観光局 (English Tourist Board)、スコットランド観光局 (Scottish Tourist Board) 及びウェールズ観光局 (Wales Tourist Board) の4つの機関を設立する。
- (2) 英国政府観光庁は、以下の者から構成される。
 - (a) 議長及び他の5人以下の所管大臣 (当初は貿易大臣、現在は文化・メディア・スポーツ《Department for Culture, Media and Sport》大臣、以下「DCMS大臣」という) により指名されたメンバー
 - (b) イングランド観光局の議長、スコットランド観光局の議長及びウェールズ観光局の議長
- (3) イングランド観光局は議長及びDCMS担当大臣に指名された6人以内のメンバー、スコットランド観光局は、議長及び6人以内のスコットランド担当大臣に指名された6人以内のメンバー、ウェールズ観光局は、議長及びウェールズ担当大臣に指名された6人以内のメンバーによって構成される。
- (4) 一廃止 (1975年下院議員資格剥奪法により廃

止された) 一

- (5) この法律の別表第1 (地域観光局の組織、活動等を規定) はこの章によって設立された個々の機関に関して適用される。
- (6) 本法において、“地域観光局”は本条により設立された組織を意味しており、“所管大臣”は英国政府観光庁及びイングランド観光局に関してはDCMS大臣、スコットランド観光局に関してはスコットランド担当大臣、ウェールズ観光局に関してはウェールズ担当大臣となる。

第2条 (一般的な役割及び権限)

- (1) 英国政府観光庁の役割は
 - (a) 海外から人々が英国を訪れるように誘致し、英国在住者がその休暇を英国内で過ごすことを奨励する。
 - (b) 英国における観光客にとって快適な受入のための態勢及び施設の整備や改善を促進することである。

そして、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局はそれぞれの所管する地域で、英国政府観光庁と同様の役割を果たすものとする。
- (2) 本条第3項及び第4項の規定のみならず、本法の関連する諸規定によるかまたはそれらの条項に基づいて授与された特別の権限に加えて、個々の地域観光局は本条により授与された役割 (それが付随的なものであろうと管理運営上のものであろうと) を遂行するためにいかなることもなしの権限を与えられており、特にその目的を遂行するために (前述した諸規定の定める一般原則に反しない限りにおいて) 次の諸事項を行うことができる。
 - (a) あらゆる形の広報宣伝を推進する。
 - (b) 助言や情報提供を行う。
 - (c) 調査を行ったり、引き受けたりする。
 - (d) 地域観光局がその役割を果たしていく上で地域観光局が助言を得るための委員会を設置する。
 - (e) 本項の第a号、第b号または第c号を各観光局が実施するために権限を付与された活動を推進する上で外部の人間または機関に委託

することにより生じた出費を支援したり、弁済したりする。

- (3) 英国政府観光庁のみが本条第2項において英国外で英国を訪れるようにする活動ができることとなっているが、本項は、地域観光局が政府観光庁に代わって外客誘致を推進することを妨げるものではない。
- (4) いずれの地域観光局も英国内における観光客に対する快適な受入のための態勢及び施設の整備及び改善のためのプロジェクトを推進するために資金的援助を与える権限は有しない。ただし、本章第3条及び第4条に規定する場合はこの限りではない。
- (5) 本条において、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局がその役割を果たすために、彼らが業務を推進する上での要望があり、それが適切なものである場合には、各地域観光局が責任を負っているとみなされる地方の中の特定の地域において観光局がその役割を果たして行くのに相応しいとみなされる他の組織が実施するプロジェクトに協力することに配慮することとなる。この場合において、この章で前述した諸規定に反しない限りにおいて、プロジェクトを実施する組織に対して資金面その他の援助を提供する権限を地域観光局は授与される。
- (6) 本条に規定する役割を果たすために、各地域観光局は、前項で記述している者を含む、観光局の役割を果たすのに影響するあらゆる事項についての知識や関心を有する他の地域観光局や個人、組織と適宜意見交換を行ってくみ上げた要望に配慮する。
- (7) 各地域観光局は、その提供するサービスに対して料金を請求することができ、その役割を果たすための出費に関する賦課金を受け取ることができる。
- (8) 各地域観光局は所管大臣及び大蔵大臣の承諾なしにはお金を借り入れることはできない。
- (9) この法律の第1章における“観光客のための快適な受入のための態勢及び施設”は、いかなる国においても、業務であろうと観光のためであろうと、海外からの来訪者にとっても国内旅

行者にとっても、快適な受入のための態勢及び施設が必要であるということの意味する。

第3条（観光案件に対する一般的な援助施策）

- (1) 英国政府観光庁は、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局との協議を踏まえて、これらの地域観光局がその計画において重視している案件（これらの案件は、英国政府観光庁は英国における観光客に対する快適な受入のための態勢や施設を整備し、改善する案件であるとみなしている）を推進するための資金援助施策を策定する。
- (2) 本条第1項に基づき策定されたあらゆる施策は、本条第6項に規定するところにより修正を加えるか否かを確認することができる DCMS 大臣に提出される。そして、施策を是とするか否かが所管大臣により確認された段階で、その施策は直ちに実施される。
- (3) 本条に基づく施策により提供される資金援助は、交付金または貸付もしくは両者の併用によって実施される。
- (4) 本条による命令を策定するための施策により実施される交付金または貸付において、地域観光局は、施策の諸規定及び本法第19条（所管大臣による指示）に規定する指示に従って、特定の状況において交付金の返還をなしうる場合を含み、それに相応しいと思われる条件や制約を課することができる。本法の別表第2（交付金に課された条件の履行）は交付金が提供される際に定められた諸条件を順守させるために適用される。
- (5) 本条において有効とされる施策はその後に施策が実施されることにより変更されたり、取り消されたりすることがあるが、本条第6項によるか、または DCMS 大臣が英国政府観光庁、イングランド観光局、スコットランド観光局及びウェールズ観光局と協議した上で策定する命令による等の方法により有効とされ、確認される。
- (6) 本条に基づく命令を策定するための DCMS 大臣の権限は法に定められるところにより行使される。本条第2項に基づくいかなる命令も正式の手続きを経て承認されて初めて施行すること

ができる。そして、いかなる命令も、大蔵省の同意を得た場合及びその原案が事前に国に提案されて上下両院のいずれかの承認を得た場合を除き、策定することはできない。

第4条（特別な観光案件の実施）

- (1) 地域観光局は次のような権限を有している。
 - (a) 所管大臣及び大蔵大臣の承認を得た取決めに従い、各地域観光局の判断により各観光局が責任を負っている地域における観光客のための快適な受入態勢及び施設の整備や改善を行うための案件を実施するために資金面の援助を与える。
 - (b) 所管大臣及び大蔵大臣の承認を得て、第1項第a号の案件を実施する。
- (2) 本条第1項第a号に基づく資金面の援助は、交付金または貸付により、当該案件が英国の有限責任会社により実施されているか実施されようとしていることになっている場合においては、出資するか、さもなければ株式を購入するか、それともこれらの方法の組み合わせによって、実施することができる。
- (3) 本条第1項第a号に基づく取決めににより交付金を交付するかまたは貸付をする場合には、地域観光局は、取決めに於いて、特定の状況において交付金の返還の条件をも含む適当と思われる諸条件を賦課することができる。そして本法の別表第2は交付金が交付される際の諸条件を保証する上で効力を発揮する。
- (4) 地域観光局は、本条に基づき取得した株式を、以下に定める場合以外は売却することが許されない。
 - (a) 株式を保有する会社との合意があった場合
 - (b) 所管大臣及び大蔵大臣の承認を得た場合

第5条（様々な義務及び権限）

- (1) 英国政府観光庁は、いかなる大臣や公的主体であろうと、観光に関連しているか、英国観光庁がそうするのが妥当であると考えるときは、英国における観光に関連する事案について大臣や公的主体に助言を行う義務を負っている。また、イングランド観光局、スコットランド観光

局及びウェールズ観光局はそれぞれの所管する地域の観光関連事案に関して同様の義務を負っている。

- (2) 前項の“公的主体”とは、公的な主体で自己の利益のためにではなく、あらゆる場所や産物の改善、商品やサービスの提供のために、法令の定めるところに従って業務を行う地方自治体、法定企業（高速道路、水道等の整備を行う公的性格を有する主体となっている）、管財人、地方長官、地域観光局等を指している。
- (3) 英国政府観光庁は、北アイルランド、海峡諸島（ジャージー島及びガーンジー島のこと）及びマン島においてこれらの地域の法令により設置された観光庁に相当する機関の要請による政府観光庁とこれらの法定機関との間の合意に基づき、英国及びこれらの島嶼以外の地域において、人々が北アイルランドまたはこれらの島嶼を訪れるように観光宣伝を実施する権限を有する。
- (4) 一海外開発協力法により1980年に廃止一

第6条（収支計算書及び通知）

- (1) 各地域観光局は正規の収支計算書及び収支計算書に関連する他の記録を保管し、所管大臣が大蔵大臣の承認を受けて定める様式に則った各会計年度に関する収支計算報告書を用意するものとする。
- (2) 各会計年度に関して各地域観光局により作成された収支計算報告書は、所管大臣が大蔵大臣の承認を受けた上で所管大臣が指示する時期に提出される。
- (3) 所管大臣は、本条の規定するところに従って、会計年度が終了したのちに各観光局によって作成された収支計算報告書を毎年11月30日、またはそれ以前に、会計検査院長に送付するものとする。
- (4) 会計検査院長は、本条の規定するところに従い、送付された収支計算報告書を審査して内容を認証した上で、議会に対して収支計算書のコピー及びその意見を付して提出するものとする。
- (5) 各地域観光局は所管大臣に対して地域観光局の活動及び所管大臣がしばしば要求してくると

ころに従って行う活動に関する情報を提供する。また、各地域観光局はそのために所管大臣の代わりに調査を行う権限を付与された者に収支計算書、帳簿、書類、文書のコピーを作成することを承諾し、その者は調査を行う事項に関して当然と認められる説明を各地域観光局に求めることが許される。

- (6) 各地域観光局は各会計年度が終了したときは可及的速やかに当該年度における地域観光局の活動に関する報告書を作成するものとする。そして所管大臣は各地域の議会にこれらの報告書のコピーを事前に用意するものとする。

- (7) 本条における“会計年度”は本法が施行された時から1970年3月31日までとする。

次年度以降は3月31日までの12カ月を会計年度とする。

- (8) 本条のスコットランド観光局に対する適用に関しては、第3項は次のように読み替えられる。

—(3)スコットランド担当大臣は、スコットランド観光局によって作成された収支計算報告書を会計検査のためにスコットランド会計監査院長に送付する。

—第2章【第7条～第12条（ホテル整備交付金）、第13条（ホテル整備貸付金）、第14条～第16条（補足条項）】は1998年11月19日に廃止されている—

第3章 雑則

第17条（宿泊施設の登録）

- (1) 女王陛下は、枢密院令により、各地域観光局が英国において職業又は業務として宿泊する施設を提供するホテル及びその他の宿泊施設事業などの登録に関する規定を定めることができる。
- (2) 本条の枢密院令は、特に下記の事項について規定する。
- (a) 登録簿の様式及び内容、枢密院令により保有されるべき登録簿、その中に登録されるべき宿泊施設
- (b) 責任を有する地域観光局が家具付きであることのような特別な条件を登録させることを必要とするときは、それに関して枢密院令において特に定めて、家具付きである宿泊施設

を運営する者に対してその旨を登録することの義務付け

- (c) 年間または一定期間の登録料金の賦課
- (d) 登録証の発行及び様式並びに登録された宿泊施設であることを示す標識の様式
- (e) 宿泊施設の検査及びそのための立入検査権
- (f) 枢密院令に規定する諸条件の免除措置
- (g) 枢密院令に規定する諸条件を順守させるための£200を超えない額の罰金の賦課
- (3) 登録される宿泊施設の区分及び格付けを本条に基づき枢密院令により制定する場合には、枢密院令は次の諸事項についても規定するものとする。
- (a) 英国政府観光庁がイングランド観光局、スコットランド観光局、ウェールズ観光局及び観光関連事業者や消費者の利害を反映させることができると英国政府観光庁が認める者との協議を踏まえて、枢密院令の諸規定に反しない範囲内で、現に実施されている宿泊施設の区分及び格付けと整合性のある英国政府観光庁によって適宜設定される基準
- (b) 設定された基準の公表
- (c) 地域観光局に登録される宿泊施設を運営する者が、区分け及び格付けが決められる以前並びに区分け及び格付けが変更されたり、廃止されたりする以前に意見を述べるができるようにすること
- (4) 本条に基づく枢密院令には、女王陛下は必要または適切であると認められる補足的条項及び付帯的条項を包含することができる。枢密院令が目指すものが当該地域に特化したものであるような場合には、イングランド、スコットランド及びウェールズの各地域の事情を念頭において法令の制定をなしうるよう、DCMS担当大臣、スコットランド担当大臣及びウェールズ担当大臣に権限を与えることができる。1946年制定法的文書法（スコットランド、ウェールズ等の地域に立法権を委任する法律）は議員立法に基づく権限による立法に関しても適用される。
- (5) 本条に基づく枢密院令及びそれに基づき策定される諸規則は、異なる事例に対する異なる規則を策定することができる。特に、枢密院令は

イングランド、スコットランド及びウェールズにおいて異なる時点で施行され、もしくは地域ごとに個別に施行されるように諸規則を策定することができる。

- (6) 本条に基づく枢密院令は、上下両院のいずれかの決議により失効させられ、また、本条に基づく枢密院令により廃止されたり、変更されたりすることがある。
- (7) 本条に基づく枢密院令により登録制度を保持する地域観光局は、枢密院令により提供されたあらゆる情報及び枢密院令に適合する宿泊施設の区分及び格付けに関する情報を刊行し、刊行可能とすることができる。そのような情報は無償または有償で刊行し、刊行可能とすることができる。

第18条（宿泊施設の料金の公示）

- (1) 女王陛下は、枢密院令により、英国において職業または業務として宿泊する施設を提供するホテル及びその他の宿泊施設事業などがそれらの施設で課する料金に関する情報を掲示することを義務付けるか、さもなければ、料金に関する情報は宿泊施設を探している人々の目に触れるようにするように規定することができる。
- (2) 本法第17条第2項第e号、第f号及び第g号並びに第4項、第5項及び第6項の規定は本条の枢密院令に関しても適用される。

第19条（指示）

- (1) 所管大臣は、各地域観光局との協議を踏まえて、職務の遂行に関して一般指針を示すことができる。
- (2) 本法第3条に基づくあらゆる施策の諸条項に従って、所管大臣は大蔵大臣の承認を得た上で、以下の指示をすることができる。
 - (a) 各地域観光局が施策に従って貸付けをなす前に満足させなければならない条件に関する事項
 - (b) そのような貸付案件が策定されるのに必要な条件
 - (c) 施策に基づきなされる交付金に課される条件

そして、このような条件において様々な異なるレベルの事例間の差異を明確にすることができる。

- (3) 本条第2項第a号の一般原則を損なうことなく、第a号に基づき与えられる指示が、地域観光局に対して応募者が当該案件について他のいかなる（地域観光局による貸付けよりも多少とも条件が良い貸付条件の）資金からもそのために必要な貸付を受けることができないということを確認することを条件とすることができる。
- (4) 各地域観光局は本条に基づき与えられたあらゆる指示を実施しなければならない。

第20条（財政関係条項）

- (1) 所管大臣は大蔵大臣の了承を得て支出することができる金額を地域観光局に支払うことができる。
- (2) 本条第1項に基づきなされる支払い及び本法に基づく所管大臣の他のいかなる支出に関連して必要とされる支出は議会によって提供された資金から支給される。
- (3) 各地域観光局が受け取った以下の事項に関わる金額は所管大臣に対して返済されることとなる。
 - (a) 本法に基づきなされた貸付の返済や利息の支払い
 - (b) 本法に基づきなされた交付金の返済
 - (c) 本法に基づき取得された株式の配当金または代価
- (4) 本条第3項により所管大臣が受け取った金額は整理公債基金（各種の公債基金を併合整理したもので英国公債利子支払いの基金）に払い込まれる。

第21条（略称、解釈、発効及び適用地域）

- (1) 本法は1969年観光開発法として引用される。
- (2) 本法においてウェールズには Monmouthshire（ウェールズの南東部の地域で、イングランドに帰属するかウェールズに帰属するのか明確でなかったが、1974年からウェールズに帰属することとなった）が含まれ、イングランドに関する条文は適用されない。

- (3) 本法は本法が議会の承認を得てから1カ月後に発効する。
- (4) 本法は北アイルランドには適用されない（本項の一部の文言の削除は1975年下院議員資格剥奪法によりなされている）

別表第1 地域観光局

【法人格及び法的地位】

第1条 各地域観光局（別表第1においては“観光局”と略称する）は、恒久性があり公印を保有する法人である。

第2条 地域観光局は王室の使用人や代理人とはみなされず、王室としての法的地位、免責及び特権を享受するものとはみなされず、税金、課役、差押えなどのいかなる公租公課を免除されるものではない。その資産は王室の資産と看做されたり、王室のために保有する資産とは看做されることはない。

【地域観光局のメンバーの資格要件】

第3条 地域観光局のメンバーは、その指名条件に基づき、その職務に就いたり、退いたりする。

第4条 地域観光局のメンバーは、いかなる場合においても、所管大臣の書面による通告によってその職務を辞任することとなる。

第5条

(1) 所管大臣は地域観光局のメンバーが次の諸事項に該当すると認められた場合は、所管大臣は地域観光局のメンバーに欠員が生じたことを宣告する。そして大臣が適切と考える手段により、その事実を公表する。その結果当該役職は空席となる。

- (a) 観光局の許可なしに地域観光局の会議を3連続月以上の期間欠席したとき
- (b) 破産したか、債権者と債務整理契約を結んだとき
- (c) 肉体的または精神的な疾病により不適格になったとき
- (d) その他の理由で地域観光局のメンバーとして職責を果たすことができないかまたは不適格となったとき

(2) 第5条のスコットランドにおける適用に際し

ては、第1項第b号において地域観光局のメンバーが破産したり、メンバーがその債権者との間の取決めを締結したりする場合において、メンバーの財産が仮差押えされ、メンバーに対して債権者の利益を保証するための信託証書が作成されまたは和解契約が結ばれるときにはスコットランドにおける個別の関連条項が適用される。

【報酬】

第6条 地域観光局はそのメンバーに対して、所管大臣が定めるところにより、給与、謝金または手当を支払うものとする。

第7条 地域観光局は、所管大臣が対象とすると認められたメンバーに対して、定められた年金または退職金を支給するか、支払うものとする。

第8条 地域観光局のメンバーを辞任した者がいて、所管大臣がその者が補償金を受けることが妥当であると認めざるを得ない特段の事情があると看做した場合においては、所管大臣はその者に対して定められた金額を地域観光局が支払うよう要請することができる。

第9条 所管大臣は、地域観光局のメンバーとして初めて指名された者があったときは、可及的速やかに各地域の議会に別表第1の第6条に基づいて地域観光局のメンバーに対して支払われる金額を事前に提案する。そして、第6条に基づき所管大臣が前述した提案の内容の開始を含む関連事項を決定したり、所管大臣が第7条もしくは第8条に基づく決定をした場合には、所管大臣はその決定に基づき支払う金額を可及的速やかに各地域の議会に事前に提案する。

【職員】

第10条 地域観光局は、人数及び俸給に関する所管大臣の同意を得て、必要と思われる職員（officers and servants）を任用することができる。

第11条 地域観光局は、所管大臣が職員に関して必要と認める場合には、定められた年金または退職金を支払い、定められた年金や退職金の支給を保証し、定められた年金や退職金の仕

組みを整備・維持するものとする。

【処分】

第12条 地域観光局のあらゆる手続きの有効性はメンバーの欠員またはメンバーの指名の瑕疵によって何らの影響も受けない。

第13条 地域観光局の定足数及び地域観光局の会議に関する取決めは地域観光局が決めることができる。

第14条 地域観光局の取引や案件に直接的または間接的に何らかの利害関係を有する地域観光局のメンバーは、その利害関係の内容を地域観光局の正式会議において明らかにしなければならない。その発言は地域観光局の議事録に記録され、当該メンバーはその取引や案件に関する地域観光局の討議や決定に参画することは許されない。

第15条 地域観光局が公印を押すことは、地域観光局の長官または地域観光局により全般的もしくは限定的に授権された者のサインが正式のものであることを証明する。

第16条 地域観光局の公印の捺印が正式になされた文書は証拠として受理され、反証がない限り正式に作成されたものとみなされる。

【所管大臣の職務執行における大蔵大臣に同意の必要性】

第17条 別表第1の第6条、第7条、第8条または第11条に基づく所管大臣による決定を行う場合、前述の第8条に基づき辞任したメンバーへの所管大臣の補償金の要請及び別表第1の第10条に基づく所管大臣による職員の任用と処遇の承認は、大蔵大臣の同意を必要とする。

【補足説明】

第18条 別表1の第3条から第9条において地域観光局のメンバーに対する資格要件は規定されていない。英国政府観光庁の場合には、メンバーにいかなる者がなるかについて、本文の第1条第2項第b号において規定されている。

別表第2 交付金に課された条件の履行

【資料請求権】

第1条

(1) 地域観光局は、通達により、本法に基づき観光局から交付金を受けている者及びその者のために働いている人々に対して地域観光局に対して必要な資料を提供させ、地域観光局のための調査に関して文書、記録その他の書類を作成することを要求することができる。そのためには、通達において、交付金が授与されたときに課された条件が満足されたかもしくは対応されている否か、交付金に課せられた条件に基づいて交付金を全額もしくは一部分を返還させることになるか否かを地域観光局が見極められるようにするために必要な資料が明確に規定されている。

(2) 本項に基づく通達においては、定められている期限内に提出されるべき資料を請求することができる。そして、定められている期日及び場所において作成された書類を要求することができる。

資料の提出もしくは書類の作成に関する期日は、この通達の発出がなされてから28日以降の日の本通達によって定められる。

(3) 本項に基づく通達は次の各手法により通知することができる。

(a) 通達が発出されるべき者に対して手渡されるとき

(b) 当事者である者の普段の住所または最新とみされる住所宛てに配達されるとき

(c) 前払いの書留郵便または簡易書留郵便により普段の住所もしくは最新とみされる住所宛てに郵送されるとき

(d) 会社または法人組織の場合には、会社や法人の登録された住所もしくは主たる事務所に対して、総務担当者宛てもしくは窓口担当者宛てに配達され、または前払いの書留郵便もしくは簡易書留郵便によって総務担当者宛てもしくは窓口担当者宛てに郵送されるとき

(4) 本項に基づく通達に基づく諸条件を満足させることに失敗したことに対する納得がいく説明がなしえない者は、違反したことに関して有責であるものとされ、即決判決により (£100) を超えない罰金を支払うことを課されるか、さも

なくば、再審判決または起訴後有利判決により (£400) を超えない罰金を支払うこととなる。

【立入調査権】

第2条

- (1) 地域観光局により正式に権限を与えられた者は、(そうすることが必要である場合には) その者の権限を示す書面を提示して、正当とみなされるいかなる時においても交付金に付された諸条件が満足されているか否か、諸条件に従って物事が進められているか否か、交付金に課された諸条件によりその全額または一部返還されるべきか否かを判断するために、本法に基づく地域観光局による交付金に関連した案件の敷地内に立入調査を行うことができる。
- (2) 本条により付与された立入調査権を行使しようとする者に対して、故意にその者に対して妨害行為をする者は、違法行為をなしたものとみなされ、即決判決により法定の範囲内の罰金を課される。

【交付金の返還が留意事項として付された行催事が失敗に終わった場合の対応手続き】

第3条

- (1) 本法に基づき行催事に関する交付金が交付された者が交付金に課された条件を順守することに失敗したことに関して納得のいく釈明をなしえなかった場合には、その者は地域観光局に対して交付金を全額もしくは一部返還しなければならないこととなり、法令違反により有罪とされ、即決判決がなされた場合には、£100 を超えない罰金を支払わなければならない。
- (2) 一略 (1977年刑法により削除) ー

- (3) 本条における違法行為に関するスコットランドにおける略式裁判手続は、違法行為の発生から3年の期間が経過した後は開始されない。しかし、前述の略式手続の期間制限およびスコットランドの刑事訴訟法の諸規定にもかかわらず、検察官が略式手続を行いうると確信しうる証拠をつかんだ日以降12カ月以内において略式手続を行うことができる。
- (4) 本項の意図するところは、本条第3項においてスコットランドの司法長官の知ることとなった日付が証拠となることが明確に証明しえた時には略式手続を行いうることになるということである。

【法人による法令違反】

第4条

- (1) 別表第2に関する法令違反が法人によってなされた場合には、承認または黙認、さもなければ、法令無視に責めを負っていると認められる法人の長、支配人、事務局長その他法人において同様の責任を有する者は、法人とともに法令違反において有罪とみなされ、法令違反で訴追され、適宜処罰される。
- (2) 本条において法人の長とは、法令に基づき国営により運営されるべきとされている事業または当該事業の全部または一部を請け負っている法人の構成員である者を意味している。

一別表第3及び別表第4は1998年11月19日に廃止されている一

(受付2012年1月13日 受理2012年2月29日)